

令和3年度 最低賃金審議状況一覧表(地域・特定最賃決定までの経過)

宮城労働局

1 最低賃金審議会 本審

審議会等回数	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
件名	3.6.29(公開)	3.7.20(公開)	3.8.5(公開)	3.8.23(公開)	3.9.28(公開)	4年3月(書面開催)
本審議会	会長等選出 (会長工藤委員、会長代理内藤委員) 宮城地方最低賃金審議会運営規定等改正について(改正案のとおり改正) 宮城県最低賃金の改正決定の諮問 宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止並びに関係者からの意見聴取について(専門部会を設置する、意見聴取を行う) 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて(全会一致の場合適用とする) 特定最低賃金について(必要性の有無の審議は本審で行う) 会議資料の説明	令和3年度地域別最低賃金額改定の目安の伝達 令和3年度宮城県最低賃金の審議に臨む労使委員の基本的主張 最賃法第25条に係る関係者からの意見聴取(医労連、県労連から1名ずつ聴取) 宮城県特定最低賃金の適用労働者数等について(報告) 宮城県特定最低賃金改正決定の必要性の有無について(諮問) 宮城県特定最低賃金関係労使の意見聴取について(意見聴取を行う) 会議資料の説明	宮城県最低賃金専門部会報告及び採決(賛成多数 専門部会報告を答申とする)	審議会意見に対する異議申出について(3件の意義申出があり、いずれも棄却) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(3業種とも必要性ありで答申) 特定最低賃金改正決定について(諮問) 最賃審議会令6条5項の取り扱いについて(全会一致の場合適用とする)	最低賃金に関する基礎調査における集計誤りについて(報告) 今年度の地域別最低賃金の審議への影響について(今回の集計誤りを理由として、再審議の必要まではないと結論)	特定最低賃金の審議状況について(報告) 最低賃金の周知に係る取組状況について(報告) 最低賃金の履行確保にかかる取組状況について(報告) 令和4年度 宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況について(報告、3業種とも意向表明あり) 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について(報告)

2 地域別最低賃金専門部会

審議会等回数	第1回	第2回	第3回	第4回
件名	3.6.29	3.7.20	3.8.2	3.8.5
県最賃	諮問 3.6.29 答申 3.8.5 時間額 853円 引上げ額 時間額 28円 官報公示 3.9.1 発効日 3.10.1 (法定どおり)	3.7.29 金額審議(労+30円、使+0円)	3.8.2 金額審議(労+30円、使+0円)+28円の公益委員見解を示す	3.8.5 金額審議+28円の公益委員見解で採決、賛成多数で決議(専門部会報告とする)

適用使用者数 73,018人
適用労働者数 909,900人

3 特定最低賃金専門部会

審議会等回数	第1回	第2回	第3回
件名	3.10.4	3.10.6	3.10.8
鉄鋼業	諮問 (3.8.23) 答申 (3.10.8) 時間額 953円 引上げ額 時間額 28円 官報公示 3.11.9 発効日 3.12.15 (指定日)	金額審議	金額審議(労使+28円で合意)+28円で全会一致 答申
電子回路、品・デバイス、情報通信機械器具製造業	諮問 (3.8.23) 答申 (3.10.12) 時間額 890円 引上げ額 時間額 26円 官報公示 3.11.11 発効日 3.12.15 (指定日)	金額審議	金額審議(労使+26円で合意)+26円で全会一致 答申
自動車小売業	諮問 (3.8.23) 答申 (3.10.11) 時間額 918円 引上げ額 時間額 27円 官報公示 3.11.10 発効日 3.12.15 (指定日)	金額審議	金額審議(労使+27円で合意)+27円で全会一致 答申

適用使用者数 16人
適用労働者数 1,780人

適用使用者数 276人
適用労働者数 15,620人

適用使用者数 957人
適用労働者数 8,320人

宮城県の最低賃金の推移一覧表

資料 2

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)
	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)
H22	674円	12	780円	9	743円	5	746円	6
	H22.10.24	1.81	H22.12.15	1.17	H22.12.15	0.68	H22.12.15	0.81
H23	675円	1	781円	1	744円	1	747円	1
	H23.10.29	0.15	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	H24.10.19	1.48	H24.12.15	0.9	H24.12.15	0.67	H24.12.15	0.94
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	H25.10.31	1.61	H25.12.15	1.27	H25.12.19	1.07	H25.12.15	1.19
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	H26.10.16	2.01	H26.12.15	1.63	H26.12.19	1.59	H26.12.15	1.97
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	H27.10.3	2.25	H27.12.13	1.97	H27.12.18	1.82	H27.12.25	2.19
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	H28.10.5	3.03	H28.12.15	2.42	H28.12.15	1.92	H28.12.15	2.52
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	H29.10.1	3.21	H29.12.15	2.95	H29.12.15	2.63	H29.12.15	3.07
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	H30.10.1	3.37	H30.12.20	2.98	H30.12.20	2.69	H30.12.20	2.98
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	R1.10.1	3.26	R1.12.15	2.78	R1.12.15	2.5	R1.12.15	2.89
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	R2.10.1	0.12	R2.12.15	0.22	R2.12.20	0.23	R2.12.24	0.11
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	R3.10.1	3.39	R3.12.15	3.03	R3.12.15	3.01	R3.12.15	3.03

宮城県の最低賃金の未満率、影響率

資料 3

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額 未満率	引上額(円) 影響率	時間額 未満率	引上額(円) 影響率	時間額 未満率	引上額(円) 影響率	時間額 未満率	引上額(円) 影響率
H22	674円	12	780円	9	743円	5	746円	6
	1.47	3.86	0.08	0.78	9.11	9.63	3.35	3.35
H23	675円	1	781円	1	744円	1	747円	1
	1.58	1.67	7.69	8.08	8.92	9.11	1.39	1.39
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	3.69	10.41	0.39	0.39	6.41	7.32	0.90	1.13
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	2.58	4.52	2.00	2.03	6.21	16.60	3.48	4.00
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	4.32	10.85	0.00	0.00	4.96	8.90	1.34	1.90
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	1.74	7.55	0.51	0.93	7.87	16.62	1.40	2.55
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	2.57	7.39	0.40	0.80	4.53	9.30	2.30	3.28
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	1.41	11.52	0.00	0.24	7.45	16.97	3.64	4.43
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	1.78	8.95	0.00	2.97	5.11	15.10	0.56	1.85
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	1.73	14.03	1.03	2.06	3.73	28.17	2.56	4.04
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	1.45	6.31	0.00	0.00	10.38	15.43	2.60	3.18
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	1.18	17.98	0.00	0.00	1.90	18.70	2.61	5.02

未満率:最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者の割合
 影響率:最低賃金を改定した後に、改定後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合

令和 3 年度最低賃金の周知に係る取組状況

1 プレスリリース（記者発表）

（1）最低賃金を中心とした監督指導結果の公表（参考資料 1）

6 月 29 日、令和 2 年度（令和 3 年 1 月～3 月）に実施した最低賃金の履行確保に係る監督指導結果を公表した。

（244 件実施、うち最賃違反 15 件、違反率 6.1%。（前年比 9.3 ポイント減少））

（2）地域別最低賃金の周知

6 月 22 日、第 1 回最賃審議会（6/29）を開催し改正諮問する旨（参考資料 2）

8 月 5 日、第 3 回最賃審議会にて答申（853 円に改正）された旨（参考資料 3）

9 月 1 日、10 月 1 日から 853 円に改正されることが決定した旨（参考資料 4）

9 月 30 日、改めて 10 月 1 日から改正の旨、周知広報の取組の旨（参考資料 5）

（3）特定最低賃金の周知

12 月 13 日、3 業種の特定最低賃金が 12 月 15 日に改正される旨。（参考資料 6）

2 自治体が発行する広報誌を利用した周知

地域別最低賃金及び特定（産業別）最低賃金のそれぞれの官報公示日直後に、広報紙への掲載枠の確保、最賃改正の最新情報の提供をメールで依頼した。その後、未掲載の自治体に対し電話により追加で依頼。結果、県・市町村 36 自治体中 33 自治体の広報誌に掲載された。（掲載率 91.7%）

3 商工会議所、商工会等使用者団体が発行する機関誌を利用した周知

自治体への依頼方法に準じて、県内各商工会議所、商工会等に対して地域別最低賃金及び特定最低賃金の改正に合わせてメールで周知を依頼した。また、周知用リーフレット（本省作成、宮城局作成）等を送付して、機関誌等を利用した会員への周知要請を行った。

4 ポスター、リーフレットによる周知

（1）地域別最低賃金（10 月 1 日から 853 円に改正の旨）

令和 3 年 9 月 27 日から順次発送

送付先は、計 977 機関・団体等

県内自治体（36 か所）、役場出張所、労働基準協会、労働災害防止団体、商工会議所、商工会、民主商工会、使用者団体、商店街振興組合、労働団体、広報雑誌社、教育関係団体、高校・大学・専修学校等、スーパー本部、コンビニ地域本部、

県下図書館、道の駅、派遣団体等

(個別に送付した、最低賃金減額特例許可を受けている事業場(130件) 過去5年間の法令違反指導事業場(150件)を含む)

(2) 特定最低賃金(12月15日から改正の旨)

令和2年12月14日から順次発送

送付先は、計822機関・団体等。

上記977機関・団体等のうち、団体は特定最低賃金適用産業に関するものに限定。

(個別に送付した、電子部品等製造業355事業場、鉄鋼業13事業場、自動車小売業244事業場(外車新車・中古車・自動車部品販売業者含む)を含む。)

5 ローカルFM放送による周知(10月1日から853円に改正の旨)

宮城県最低賃金についてローカルFM放送局、県内10社に対して放送依頼を行った。そのうち7社で放送された。

6 その他の取組みによる周知

(1) 宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークの庁舎内に俳優ののんさんの画像を使用した最低賃金改正の周知用のぼり旗を設置。

宮城労働局、各労働基準監督署及びハローワークで使用する封筒に貼る最低賃金額を表示した「最低賃金シール」を作成して、事業場のみならず、労働者等に対しても幅広く最低賃金額の周知徹底を図った。また、シールが傘下会員に対する周知に有効だとしてシール提供の依頼があった団体にシールを提供した。

(参考資料7)

(2) 宮城労働局メールマガジンにおいて、最低賃金改正広報を行った。併せて宮城労働局HP(ホームページ)のトップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、そこに最低賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供した。

(3) 特定最低賃金の適用業種及び適用対象労働者をわかりやすく周知するため、特定最低賃金リーフレットに業種コードとその名称、対象労働者にかかる留意事項を追加掲載した。(参考資料8)

(4) キャリア支援センター等でSNSにより情報発信している県内10大学(今年度1大学増やした)に対し、改正最低賃金についてSNSによる情報発信を依頼した。

7 JR主要駅へのポスター掲示による周知(厚生労働本省が実施)

宮城県内のJR主要11駅(仙台、あおば通、名取、南仙台、長町、岩沼、多賀城、小鶴新田、中野栄、陸前高砂、古川)に10/1の発効日に合わせ一週間(9/27~10/3)ポスターを掲示。

最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移(平成20年～令和4年)

年	法違反の状況			法違反の認識状況(%)			最低賃金額未済労働者の状況		
	監督実施 事業場数	旧法第5 条、法第4 条違反事業 場数	違反率 (%)	適用される 最賃額を 知っている	金額は知ら ないが最賃 が適用され ることは 知っていた	最賃が適用 されること を知らな かった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未済 労働者数	未済 労働者数の 比率 (%)
20	257	24	9.3	47.9	50.6	1.6	2,720	72	2.6
21	124	37	29.8	56.5	42.7	0.8	2,274	166	7.3
22	192	35	18.2	56.3	42.2	1.5	2,969	206	6.9
23	206	42	20.4	54.9	43.7	1.4	2,596	125	4.8
24	196	9	4.6	59.2	39.8	1.0	2,059	27	1.3
25	244	30	12.3	40.0	56.6	3.4	2,089	77	3.7
26	200	13	6.5	68.0	30.5	1.5	1,831	80	4.4
27	194	28	14.4	62.9	36.6	0.5	1,720	77	4.5
28	205	29	14.1	71.7	23.9	4.4	2,311	126	5.5
29	279	41	14.7	64.9	34.4	0.7	2,769	105	3.8
30	249	32	12.9	84.3	14.9	0.8	2,212	86	3.9
31	266	39	14.7	86.5	13.2	0.3	2,724	131	4.8
2	195	30	15.4	91.8	8.2	0.0	1,663	56	3.4
3	244	15	6.1	88.1	11.9	0.0	1,939	27	1.4
4	209	34	16.3	58.8	32.4	8.8	1,474	74	5.0

(注) 1 平成20年以前は、旧法第5条、平成21年以降は、法第4条違反の事業場数である。
(法第4条第1項「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」旧法第5条も同文である。)

2 令和4年は2月末現在の数値である。

令和 3 年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

	適用事業場数	適用労働者数
鉄 鋼 業	13 (16)	1,400 (1,780)
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器 具製造業	305 (276)	15,640 (15,620)
自動車小売業	940 (957)	8,300 (8,320)
産業別最低賃金合計	1,258 (1,249)	25,340 (25,720)

令和 3 年 12 月 1 日現在の集計数である。

平成 28 年経済センサス活動調査（母集団 D B（H30））を基に推計したものである。

カッコ内は前年度の数字である。

令和4年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況

改正 新設 廃止 等の別	件名・適用対象業種の範囲	意向表明 年月日	意向表明者 (団体名を含む)	適用事業所数 適用労働者数 (R3.12.1現在)
改正	<p>宮城県鉄鋼業最低賃金 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管,可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理,補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)</p>	令和4年 3月9日	<p>基幹労連宮城県本部 委員長 青田 浩一</p>	<p>13 1,400</p>
	<p>宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</p>		<p>電機連合 宮城地方協議会 議長 佐藤 斉 JAM南東北 宮城県連絡会 会長 佐藤 俊晴</p>	<p>305 15,640</p>
	<p>宮城県自動車小売業最低賃金 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</p>		<p>自動車総連 宮城地方協議会 議長 杉山 剛</p>	<p>940 8,300</p>

最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況（令和 3 年度）

1 専門家派遣・相談等支援事業について

(1) 「宮城働き方改革推進支援センター」の設置

ア 委託先：(株)TMC 経営支援センター

イ 開設日：毎日（土日祝祭日を除く）

ウ 相談受付等の実績（令和 4 年 1 月末現在）

年 度	窓口相談の件数	派遣相談
H27	80 件	6 件
H28	162 件	33 件
H29	185 件	18 件
H30	355 件	169 件
R 1	734 件	281 件
R 2	403 件	99 件
R 3	820 件	363 件

(2) 周知と広報の取組み

センターの設置に関して、宮城労働局のHP、メルマガでの公表や新聞掲載、SNSでの発信の他、関係団体・各種団体等への広報等を行った。

また、センターの実施する「個別相談」、「企業訪問相談」、「セミナー開催・講師派遣」等の事業に関する広報を随時実施した。

2 助成金について

申請件数、交付決定・認定件数は別紙のとおり。

業務改善助成金は設備投資等により生産性を向上させ、事業場内の最低賃金の引き上げを図る事業者を支援するための助成金だが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下において、事業継続や雇用維持に尽力する中小企業の最低賃金引上げに向けた支援のため、令和 3 年 8 月と 10 月に要件緩和及び拡充が行われ、令和 4 年 1 月からは特例コースが新設された。

助成金について県内事業者に広く活用を促すため、令和 3 年 6 月から 10 月までに県内 7 か所（web 含む）で開催した宮城労働局主催のセミナーにおいて、働き方改革推進支援センターから業務改善助成金について説明し、活用を促した。

また、助成金の周知資料は労働基準監督署、ハローワークに配架依頼を行い、県内の労使団体や県、市町村に対しても広く周知依頼を行い、記事掲載等によ

り県民に幅広く周知した。

別途、年間を通じて宮城労働局職員が啓発指導等で事業所訪問した際にリーフレット等の資料を持参して事業主に対し活用を促した。

その他、宮城労働局メールマガジン、宮城労働局ホームページ等の広報ツールを使用した周知活動を積極的に行った。

令和3年度 賃金引上げに関する各種助成金の申請、決定状況

令和4年2月末現在

種 類	助成要件	申請件数 ()	交付決定・認定件数 ()
業務改善助成金	生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合	通常コース 55件	43件
		特例コース 1件	0件
		令和2年度 19件	令和2年度 10件
		令和2年度 (-)	令和2年度 (-)
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)	いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した場合	39件	39件
		令和2年度 46件	令和2年度 46件
人材確保等助成金 (人事評価改善等助成コース)	生産性向上のための人事評価制度と賃金制度を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る場合	36件	36件
		令和2年度 29件	令和2年度 27件

キャリアアップ助成金、人材確保等助成金については、計画届出件数及び計画認定件数を計上。

令和3年度業務改善助成金について

令和3年度予算現額
25.6億円

令和3年度当初予算：11.9(10.9)億円

令和2年度3次補正予算(繰越)：13.7億円

【助成概要】

企業の生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

【対象事業場】

- 以下の2つの要件をすべて満たす事業場
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
 - ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

令和3年度：3/4 (4/5)

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)

※()内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

【助成上限額】 (赤字部分はR3.8.1～)

- 【特例的な拡充・要件緩和】
- 設備投資等の範囲の拡充 (R3.8.1～)
 - コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に限り、自動車、PC等を対象として認める。
 - ・乗定員11人以上の乗用自動車及び貨物自動車等
 - ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器の新規導入
 - 人材育成・教育訓練の要件緩和 (R3.10.1～)
 - ・上限30万円まで⇒上限50万円まで

引き上げる労働者の数	20円コース (※2)	30円コース	45円コース (新規)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(※1)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※1) 事業場内最低賃金900円未満の事業場又は売上高や生産量等の指標が前年又は前々年同期に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) 20円コースはR4.1.31で受付終了

業務改善助成金の拡充について

【目的】

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

○現行制度

【基本的考え方】

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング、人材育成等）を行った場合にその費用の一部を助成する。（設備投資等の範囲の拡充（R3.8.1～））
 コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に限り、一部の自動車、PC等を対象として認める。

【対象事業場】

- 以下の要件をすべて満たす事業場
- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

令和3年度：3/4（事業場内最低賃金900円未満の事業場4/5）
 ※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）

【助成上限額】

引上げ人数	引上げ額				
	20円	30円	45円	60円	90円
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) 事業場内最低賃金900円未満の事業場又は売上高や生産量等の指標が前年又は前々年同期に比べて、30%以上減少している事業者に限る

○特例的な拡充

【基本的考え方】

コロナ禍で売上高等が30%以上減少している事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、特例的に範囲を拡大する。
 具体的には、業務改善計画を策定し、計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上に資する設備投資等の他、助成対象経費の特例として、生産性向上に資する設備投資等に関連する費用についても助成対象として認める。

(特例として助成対象費用として計上されるものの例)

- ・広告宣伝費
- ・執務室の拡大、机、椅子等の増設
- ・汎用事務機器購入費等

※ただし、特例で認める費用については、生産性向上に資する設備投資等の額を上回らない範囲とする。

【対象事業場】

- 以下の要件をすべて満たす事業場
- ・前年又は前々年同期比較で売上高や生産量等の指標が30%以上減少していること。
- ・事業場内最低賃金を、令和3年7月16日から同年12月までの間に30円以上引き上げること。

【助成率】

3/4

【助成上限額】

100万円